



産後ケア事業のご案内



～ ショートステイ型 ・ デイサービス型 ～

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムが分からない、お産と育児の疲れから体調がすぐれないなど、出産後、育児等の支援が必要な方を対象に、阿久根市では産後ケア事業を実施しています。



利用できる方

出産後1年以内のお母さんとそのお子さんで、次の条件を満たす方

- ★申請及び利用の時点で阿久根市民
- ★家事、育児等の十分な産後の援助が受けられない。
- ★母親の体調不良や育児不安がある。

※医療が必要な方は利用できません。

産後ケアの内容

産後ケア事業で施設を利用するあいだ、母子の体調にあわせて次のサービスを受けることができます。

- ★お母さんの産後の体調管理とケア
- ★赤ちゃんのお世話の仕方や様子のみかた
- ★授乳やもく浴についての相談 など

※利用期間はショートステイ型、デイサービス型併せて原則7日以内です。デイサービス型の利用時間は日中おおむね6時間です。

1日当たりの利用料（自己負担額）

		ショートステイ型	デイサービス型
内容		助産所等に短期入所し、産後ケアサービスを利用します。1泊2日の場合は、2日間の利用となります。	助産所等に通って、産後ケアサービスを利用します。午前10時から午後4時までの6時間以内
基本利用料		30,000円/日	12,000円/日
自己負担額	市民税課税世帯	基本利用料の3割（9,000円/日）	基本利用料の3割（3,600円/日）
	市民税非課税世帯	基本利用料の1割（3,000円/日）	基本利用料の1割（1,200円/日）
	生活保護世帯	無料	無料

利用できる施設

- 鹿児島中央助産院
鹿児島市伊敷6丁目17-18
(099) 210-7560
- 田島産婦人科
薩摩川内市平佐町1957番地7
(0996) 22-0311

- さん☀SUN助産院
出水市福ノ江町507-3
(0996) 79-3342



申込み・問い合わせ先

阿久根市役所 健康増進課 保健予防係

TEL (0996) 73-1228 (直通)

産後ケア事業のご利用方法



利用してみたいと考えている方は、出産前に産後ケア実施施設に問い合わせしておく
と安心です。施設の見学、予約の空き状況の確認、仮予約などができる場合があります。

① 利用申請

出産後、阿久根市役所 健康増進課⑤番窓口へ申請書を提出してください。
申請は、利用者本人またはご家族の方が行ってください。

★必要書類★

- 産後ケア事業利用申請書（窓口、または市ホームページから入手できます。）
- 母子健康手帳
- 申請者の印鑑（申請書に押印していただきます。）

② 利用の決定

審査の結果、利用が決定しましたら、決定通知書をお送りします。
施設への予約は、利用者本人またはご家族の方が行ってください。

③ 産後ケア施設へ入所、産後ケアを受ける

利用時には、施設担当者へ決定通知書と母子健康手帳を提示してください。
利用期間は、ショートステイ型、デイサービス型併せて7日間を限度に
利用することができます。

④ 退所、自己負担金のお支払い

自己負担金の支払いは、施設を退所される際に手続きをすすめてください。

こんなときにご利用ください！

子育てのペースがつかめない

手伝ってほしいのに夫も仕事…
実家も頼れない

何で泣いてるの？

赤ちゃんのお世話の
仕方がわからない

産後の回復が悪くて、子どもの面倒
がみられない



お気軽に健康増進課までご相談ください♪